

## 【モバイル安心Plus規約】

株式会社カスタマーソリューション(以下「弊社」といいます)は、以下に定めるモバイル安心Plus規約(以下「本規約」といいます)に従い、弊社が販売する移動機を購入するお客様(以下会員といいます)向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「モバイル安心Plus」(以下「本サービス」といいます)を提供します。

### 第1条(本規約の取り扱い)

- ・ 本規約に定める規定は全てスマボケ会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについてはスマボケ会員規約に記載されている内容によるものとします。また、スマボケ会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。
- ・ 弊社は、民法第548条の4の規定により、会員の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約の内容を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。
- ・ 本規約を変更する場合、弊社は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、弊社のホームページへの掲載その他相当な方法により事前に周知するものとし、変更後の本規約は当該効力発生時期の到来をもって効力を生じるものとします。
- ・ 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、スマボケ会員規約の用語の定義によるものとします。

### 第2条(提供単位)

- ・ 利用会員は、その本サービスに係るスマボケの会員と同一の者に限ります。

### 第3条(適用対象)

1. 対象移動機は、弊社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。
2. 本サービスの適用やその他弊社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、その変更または交換後の移動機を対象移動機とします。
3. 前二項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。

(1) 対象移動機について、別途弊社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合

### 第4条(適用範囲)

本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等(以下、「故障等」といいます)は以下に定めるとおりとします。

- (1) 対象移動機の盗難
- (2) 対象移動機の紛失
- (3) 対象移動機の自然故障(取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障)
- (4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機的全損または一部の破損

### 第5条(本サービスの利用手続)

利用者が本サービスの申請を行うときは、弊社が定める受付窓口への電話連絡により、弊社に通知するものとします。なお、利用会員がWi-Fi端末(以下「端末等」といいます)を弊社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。

郵送された端末等を検品し、端末の故障の場合は弊社から連絡させていただきます。

Wi-Fi端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類(盗難届、遺失届)の写しがない場合、弊社は申請の受付を行わないものとします。検品後、弊社のリファビッシュ品の

端末(返品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを弊社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品)を郵送いたします。Wi-Fi端末等を郵送した月のスマボケ月額基本使用料に交換代金として2,200円(税込)を加算して請求いたします。

### 第6条(契約申込み)

1. 本サービスの申込みを行うときは、本規約の内容を承諾した上で、弊社所定の手続きにより本サービスを申し込むものとします。

- ・ 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申し込むものとします。第

### 7条(申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、弊社は弊社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
  - (2) 申込者が弊社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。
  - (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。
  - (4) 対象移動機の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。
  - (5) その他、本サービスの提供が不適切と弊社が判断したとき。
3. 弊社は本サービスの申込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。

### 第8条(契約の成立)

本規約の成立は、本規約第7条(申込みの承諾)に基づく申込みに対し、弊社所定の手続きを経たうえで弊社がその申込みを承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。但し、本サービスの申込みと同時にまたは事前に申込みれるスマボケ会員規約に基づく契約が成立しない場合、本サービスの契約も成立しないものとします。

### 第9条(解約)

1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、弊社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。
2. スマボケ会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。
3. サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。
4. 利用会員は、第5条に定める本サービスの利用手続に基づくサービスの受付から、弊社が第7条に定める申込みの承諾を行い、本サービスの適用に基づく利用料金の支払いを弊社が確認出来るまでの間、本サービスを解約できないものとします。
5. 利用会員が前項に定める期間に本サービスの解約を申し出た場合、弊社は第7条に定める申込みの承諾を行った後でもその承諾の取り消しを行うことが出来、その上で第9条の解約の手続きを行うことが出来るものとします。

### 第10条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、利用会員より本サービスへの申込みを受け、弊社がそれを承諾した日の翌月から本規約の規定に基づき本サービスの契約が終了する日までとします。

#### 第11条(料金)

本サービスの料金(以下「利用料金」といいます)は、モバイル安心Plus利用料とします。

利用料金は月額660円(税込)となります。

#### 第12条(利用料金の支払い)

1. 利用会員は、本契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算(スマホケと同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。)として、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。弊社は、利用料金をスマホケ会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。
2. 利用会員は、弊社より請求された請求金額を別途、弊社が指定する期日までに支払うものとします。
3. 弊社は会員が利用料金の支払いを怠った場合は、支払いが確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。

#### 第13条(利用料金の日割り)

本サービスでは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算致しません。

#### 第14条(消費税相当額の加算)

利用会員が支払う金額は、消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額とします。

#### 第15条(延滞利息)

利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

#### 第16条(免責)

1. 弊社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。
  - (1)利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等(以下総称して「毀損等」といいます)の場合
  - (2)詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合
  - (3)弊社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合
  - (4)利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損等の場合
  - (5)利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
  - (6)対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行う事が難しい場合
  - (7)対象移動機の盗難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
  - (8)弊社指定の書類の提出が弊社にて確認できない場合
  - (9)地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
  - (10)戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
  - (11)放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合
  - (12)前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等
  - (13)保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、対象移動機の交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合
- (※)2年目の応答日：n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする
- (14)対象移動機の盗難が未遂であった場合
- (15)公的機関による差押え、没収等に起因する毀損等の場合
2. 弊社は、本サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないことにより利用会員に損害が生じた場合でも、弊社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機的不正利用によって利用会員または第三者に生じる損害を補償するものではありません。

2026年8月1日 制定